

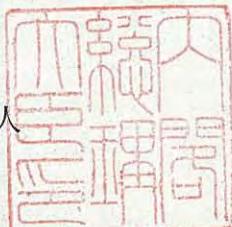


資料 3

消食表第384号
平成22年1月4日

消費者委員会
委員長 松本 恒雄 殿

内閣総理大臣 菅 直人



諮詢問書

下記の改正について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）第19条の13第5項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

記

JAS法第19条の13第1項の規定に基づき定める加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）別表2に、主な原材料の原産地表示を義務づける加工食品として「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」を追加すること。

JAS法に基づく品質表示基準の改正に係る消費者委員会への諮問について

平成22年11月4日
消費 費 者 庁

消費者庁では、本日、品質表示基準の改正に係る消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

記

1. 諒問の内容

平成22年3月に消費者庁が開催した原料原産地表示に関する意見交換会及びそれに伴う意見の募集において、原料原産地表示の義務対象品目について多数の要望が寄せられました。

消費者庁としては、これらのうち要望の多かった昆布巻、黒糖、果実飲料、かつお削りぶし及び食用植物油について流通実態を調査し過去の義務対象品目の選定基準と照らし合わせ検討した結果、黒糖及び昆布巻については、原料原産地表示の義務対象品目として追加することが適当と判断し、今回、加工食品品質表示基準別表2に、「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」を追加することについて諮問することとしました。

2. 諒問の経緯

- (1) 第1回消費者委員会食品表示部会(平成22年3月)において品質表示基準見直し計画を報告
- (2) 原料原産地表示に関する意見交換会の実施及び意見の募集(平成22年3月)
- (3) 第3回消費者委員会食品表示部会(平成22年7月)において黒糖及び昆布巻等の流通状況について報告
- (4) 第4回消費者委員会食品表示部会(平成22年10月)において原料原産地表示の義務化についてこれまでの検討の経緯や考え方などを説明

3. 今後の予定

消費者委員会食品表示部会での審議後、加工食品品質表示基準の一部改正につき、農林水産省に協議し、パブリックコメント(30日程度)、WTO通報(60日程度)を実施する予定。これらの結果を踏まえ、消費者委員会において再度審議を行い、消費者委員会から答申を受理し、加工食品品質表示基準の一部改正を実施する予定。

問い合わせ先

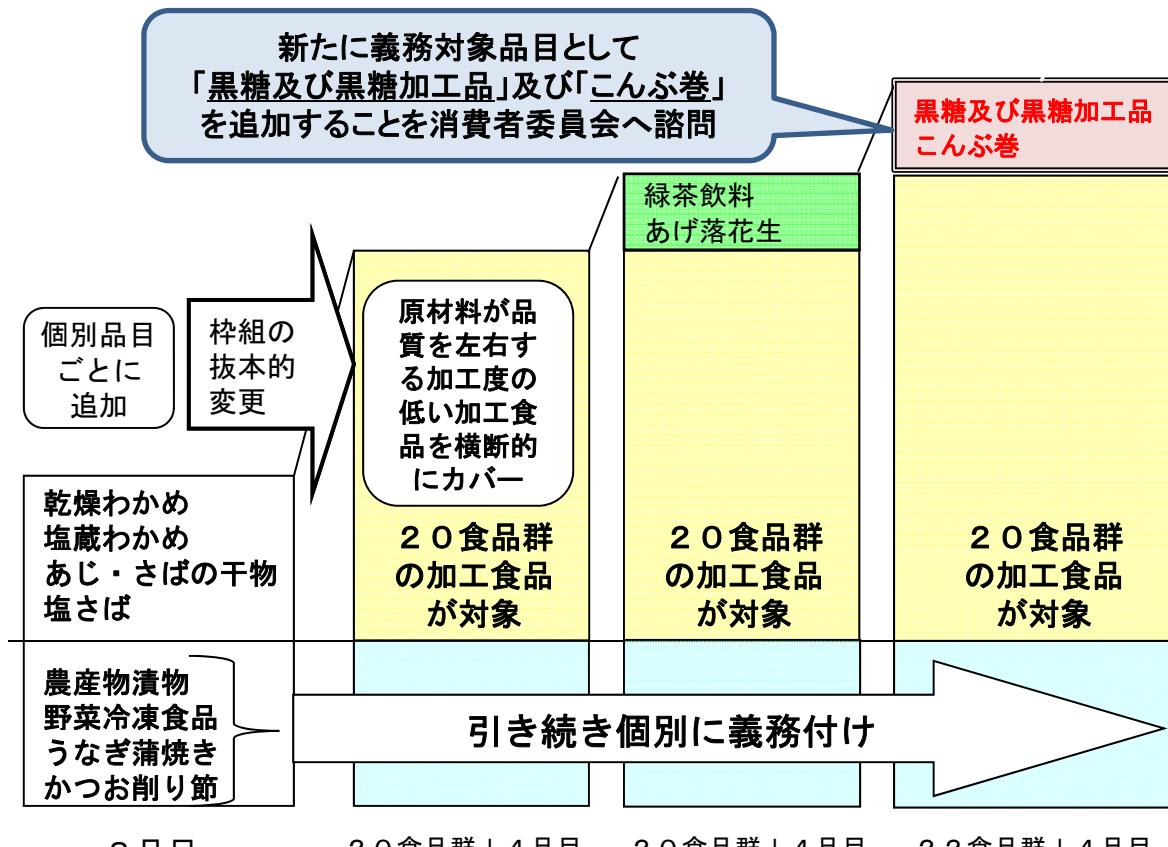
消費者庁食品表示課 平中

Tel : 03-3507-9222

○加工食品品質表示基準の一部改正の概要(原料原産地表示の拡大)

平成22年3月に消費者庁が開催した原料原産地表示に関する意見交換会及びそれに伴う意見の募集において、原料原産地表示の義務対象品目について多数の要望が寄せられました。

消費者庁としては、これらのうち要望の多かった昆布巻、黒糖、果実飲料、かつお削りぶし及び食用植物油について流通実態を調査し過去の義務対象品目の選定基準と照らし合わせ検討した結果、黒糖及び昆布巻については、原料原産地表示の義務対象品目として追加することが適当と判断し、今回、加工食品品質表示基準別表2に、「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」を追加することについて諮詢することとしました。



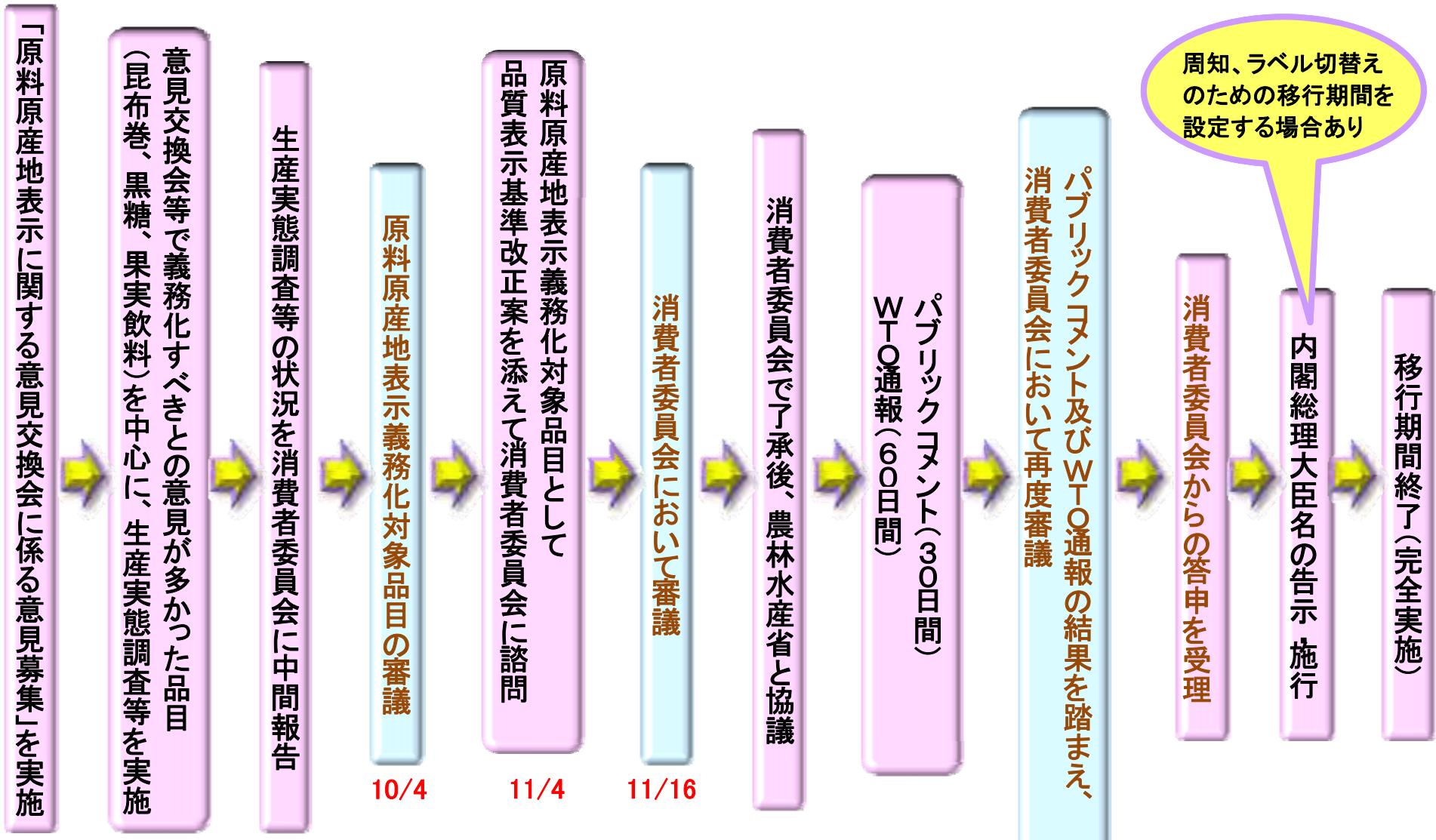
※22食品群

1. 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
2. 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
3. ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
4. 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
5. 緑茶及び緑茶飲料
6. もち
7. いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- 8. 黒糖及び黒糖加工品**
9. こんにゃく
10. 調味した食肉
11. ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
12. 表面をあぶった食肉
13. フライ種として衣を付けた食肉
14. 合挽肉その他異種混合した食肉
15. 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
16. 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
17. 調味した魚介類及び海藻類
- 18. こんぶ巻**
19. ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
20. 表面をあぶった魚介類
21. フライ種として衣をつけた魚介類
22. 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

- ① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品として品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、
- ② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品に表示を義務付け

※22食品群については、日本標準商品分類（総務省）の分類に基づき制定

○加工食品の原料原産地表示拡大の手順



…消費者庁担当



…消費者委員会担当

加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(加工食品の義務表示事項) 第3条 (略)</p> <p>別表2 (第3条関係)</p> <p>1～7 (略)</p> <p><u>8 黒糖及び黒糖加工品</u></p> <p><u>9 こんにゃく</u></p> <p><u>10 調味した食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)</u></p> <p><u>11 ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)</u></p> <p><u>12 表面をあぶった食肉</u></p> <p><u>13 フライ種として衣をつけた食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)</u></p> <p><u>14 合挽肉その他異種混合した食肉 (肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。)</u></p> <p><u>15 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類 (細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。)</u></p> <p><u>16 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類</u></p> <p><u>17 調味した魚介類及び海藻類 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)</u></p> <p><u>18 こんぶ巻</u></p> <p><u>19 ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)</u></p> <p><u>20 表面をあぶった魚介類</u></p> <p><u>21 フライ種として衣をつけた魚介類 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)</u></p> <p><u>22 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの (切断せずに詰め合わせたものを除く。)</u></p>	<p>(加工食品の義務表示事項) 第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 別表2に掲げる加工食品（輸入品を除く。以下「対象加工食品」という。）にあっては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原料原産地名とする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>別表2 (第3条関係)</p> <p>1～7 (略)</p> <p><u>8 こんにゃく</u></p> <p><u>9 調味した食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)</u></p> <p><u>10 ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)</u></p> <p><u>11 表面をあぶった食肉</u></p> <p><u>12 フライ種として衣をつけた食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)</u></p> <p><u>13 合挽肉その他異種混合した食肉 (肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。)</u></p> <p><u>14 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類 (細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。)</u></p> <p><u>15 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類</u></p> <p><u>16 調味した魚介類及び海藻類 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)</u></p> <p><u>17 ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)</u></p> <p><u>18 表面をあぶった魚介類</u></p> <p><u>19 フライ種として衣をつけた魚介類 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)</u></p> <p><u>20 4又は13に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの (切断せずに詰め合わせたものを除く。)</u></p>